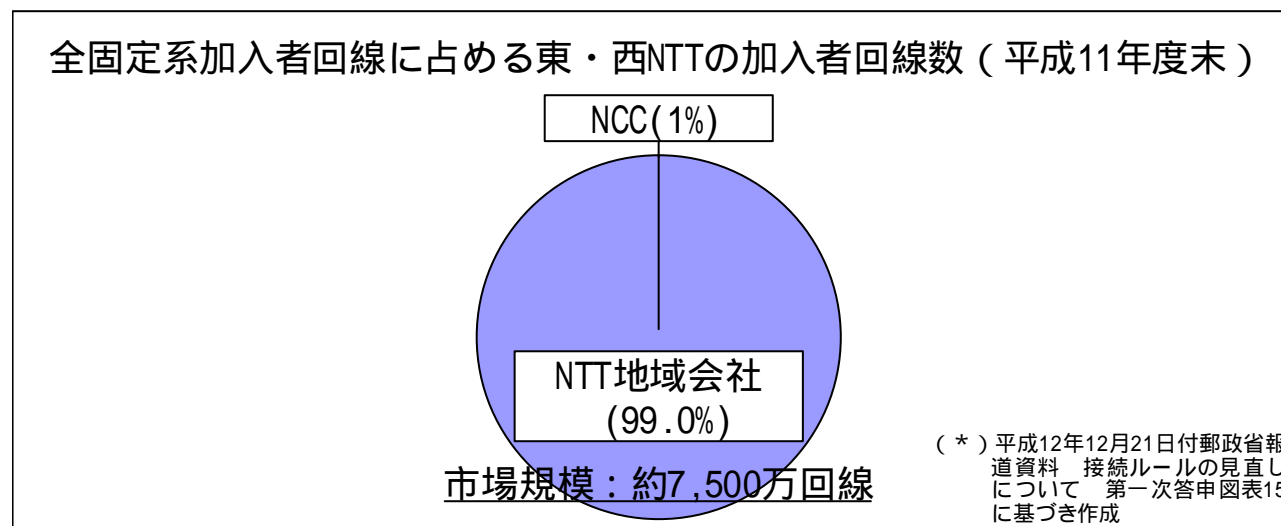


## 1 IP化の進展がネットワーク形態に与える影響について(1)

### アクセス系ネットワークに対するIP化の影響

アクセス系ネットワークについては、無線等によるNTT地域会社の加入者回線に対する代替性は、IP化の進展により技術的な観点からは一定の向上が期待されるものの、これらのサービスの対象は現時点では著しく限定されているため、依然としてNTT地域会社の加入者回線が支配的な地位を占めており、こうした傾向は当面継続するものと想定されます。

IP化の進展そのものの影響により、こうしたボトルネック性が著しく改善されるとは考えられないため、NTT地域会社の加入者回線のような代替性の低いボトルネックとなり得る設備等については、当該ボトルネック性より生じる市場支配力の濫用を構造的に排除することが適当と考えます。



## 1 IP化の進展がネットワーク形態に与える影響について(2)

---

### 既存のPSTNからIP網への移行

既存のPSTNからIP網への移行については、IP化による更なる料金の低廉化や既存設備等の償却・除却等が大規模なものになることが想定されることから、一定期間は併存しつつ徐々に進展することになるものと考えます。

こうした移行は市場全体のトレンドであり、各事業者が自らの経営判断に基づきIP化を進展させることにより、将来的には「フルIP」化が実現するものと想定されます。

したがって、IP化の進展は、基本的には事業者の判断に委ねることが適切と考えますが、仮に、政策的に急速な移行を促進するのであれば、既存設備等の除却等について例えば税制上の優遇措置を行う等の施策を検討することも一案かと考えます。

## 2 IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響について（1）

---

### IP化進展による収益構造の変化

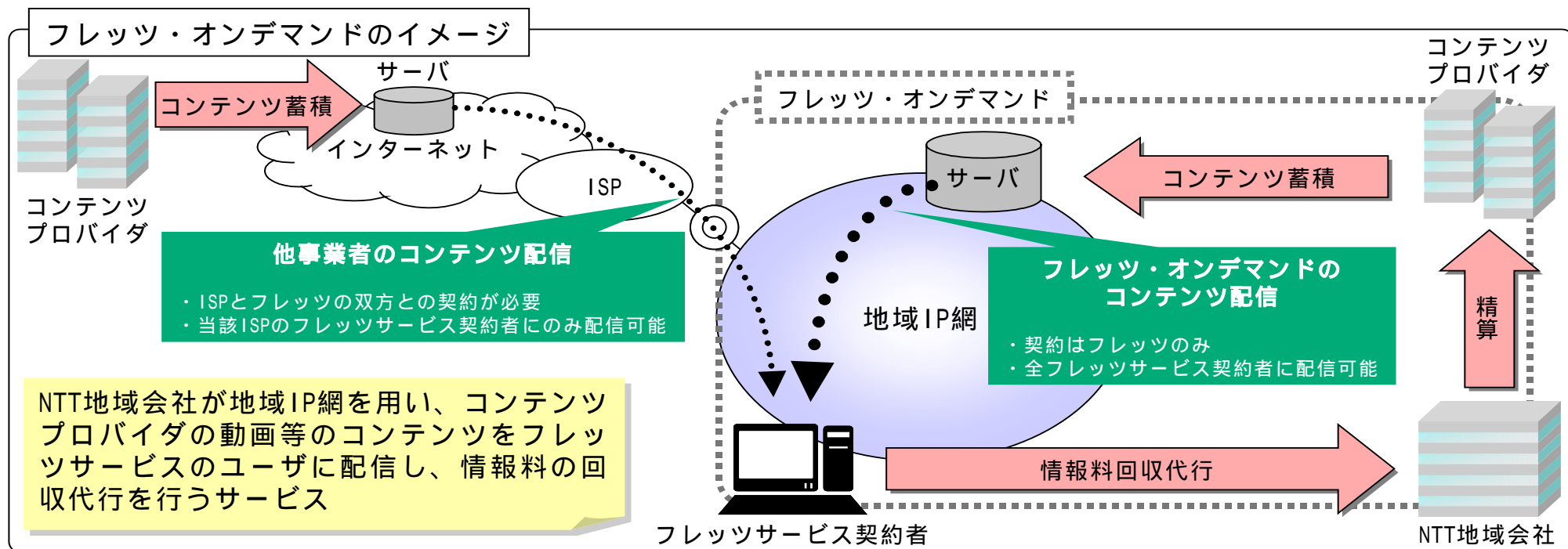
ネットワークそのものの提供による収益は著しく減少し、事業者の収益の中心は上位レイヤを含めた付加価値の高いサービスへと移行することが想定されます。

ネットワーク（卸）市場とサービス（小売）市場のそれぞれの特徴を勘案したルールを個別に設けることで、規制を必要最小限のものとし、市場が活性化することが期待されますが、全ての事業者のネットワークとサービスの提供を分離することは、事業者の設備投資インセンティブを衰退させブロードバンドに対応したネットワークの拡充を阻害する恐れがあることから、基本的には適当ではないと考えます。

他方、各レイヤにおいて著しく代替性の低いボトルネックとなり得る設備等（NTT 地域会社の加入者回線等）については、当該ボトルネック性より生じる市場支配力の濫用を構造的に排除することが適当と考えます。

例えば、既に提供が開始されているフレッツ・オンデマンドは、ボトルネック設備を有するNTT 東日本自身が上位レイヤーに進出する垂直統合型のビジネス展開の一例ですが、当該サービスについても次頁に示すような公正競争上の懸念が想定されます。

## <参考> フレッツ・オンデマンドの事例



他事業者が同様のサービスを提供しようとした場合、例えば以下のような格差が生じます。

項目		フレッツ・オンデマンド	他事業者のサービス
コンテンツプロバイダ	配信対象	全フレッツサービス利用者	他事業者のフレッツサービス利用者のみ
配信サービス利用者	契約	フレッツのみ	他事業者とフレッツの双方等の契約が必要
	料金請求	NTT東日本（フレッツ）の請求書のみ	NTT東日本（フレッツ）と他事業者（又はコンテンツプロバイダ）の請求書

また、NTT東日本は、こうした優位性を背景にコンテンツプロバイダや利用者を囲い込み、公正競争が阻害される恐れがあります。こうしたサービスは、本来、東西NTTにより提供されるべきでは無いと考えますが、万が一東西NTTが提供する場合であっても、サーバ等のプラットフォームやフレッツサービス契約者のデータベースの開放等により、他事業者との同等性を確保することが必要と考えます。

## 2 IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響について（2）

---

### IP化の進展によるサービスの多様化

IP化の進展による技術的な制約の減少等によって多種多様なサービスをより容易に提供することが可能となり、その結果、新規参入や新サービスの出現等により、市場全体が活性化することが期待されます。

こうした参入をより促進するためには、より柔軟な設備等の調達を可能とする必要があるため、各レイヤにおいて著しく代替性の低いボトルネックとなり得る設備等（NTT地域会社の加入者回線等）については、当該ボトルネック性より生じる市場支配力の濫用を構造的に排除することが適当と考えます。

### 3 その他

---

#### フルIP化に伴い必要と想定される措置等

IP電話の提供は既に開始されており、今後も徐々に増加して行くものと想定されますが、これらのサービスは当面、既存のPSTNと相互接続等により併存する形で提供されるものと考えます。

しかしながら、現行の接続ルールや番号体系等は、IP電話との併存を前提としていないため、例えば接続協定（締結方法）、発信事業者の識別方法や精算方法等において問題が生じる可能性があります。

電気通信番号については既に検討が開始されておりますが、その他、接続ルール等を含む技術的な課題や役務区分等についても、PSTNをベースとした現行制度の見直しも視野に入れ、検討を行う必要があると考えます。